

憲法から考える

たたかい、いかす生存権 5

障害者自立支援法違憲訴訟をはじめ、地域で暮らすために必要な支援の支給量をめぐる訴訟など、障害者にかかわる訴訟を数多く手がける藤岡殺弁護士。

障害者知りたい

多くの学生は「執行猶予相当」だとしました。理由は、事件の背景には福祉の貧困があり、母親には同情すべき点が多いから。一方、藤岡さんは「実刑で罪を償うべきだ」と考えました。「刑

大学浪人時代に友人から誘われてもぐりこんだ、ある大学の授業。模範裁判で、その講評を提出するものでした。テーマは、実際に横浜市内で



を軽くすることは障害者差別になるのではないか。自分の意思にかかわらず殺された障害者の生命の大切さはないのか」この授業をきっかけに

「基本合意」に基づいた真の障害福祉法制を求めて障害者と訴える藤岡弁護士
2012年4月、国会前

藤岡さんは、障害者の生活と本音を知りたいと思うようになりました。

大学の合格通知が届いた翌日から、横浜市内の重度心身障害者の作業所へボランティアで通うようになりました。入学後も熱心に、障害者支援活動に関わりました。

補助教員をつけて普通小学校入学を希望した視覚障害児の支援。脳性まひ男性に対する偏見に基づく定時制高校入学拒否撤回を求める活動。自閉症児のキャンプにも参加

しました。「憲法で認められている教育権や平等の権利は大事だと実感しながらの活動だった」と振り返ります。

「人権の本質」が

憲法の中でも97条の重要性を指摘します。それは「基本的人権の本質」をつたっていきます。

「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」

(97条)
これを自民党は改憲案

で全文削除するとしています。藤岡さんは「憲法を実現しようとする運動する人たちが目障りなんだろう。たたかい続けること抜きにしては、憲法の価値は骨抜きにされてしまう」と批判します。

障害者自立支援法違憲訴訟団は2010年1月、国と基本合意を結んで和解した際に声明を発表。そこには、原告71人が、国が社会の対等な一員として障害者が安心して暮らすために最善をつくすよう、「全国の障害者、家族、関係者とともに、不断の努力を続けるものである」と明記しています。

人類の努力の成果